

神奈川県母子保健対策検討委員会設置運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、母子保健事業を円滑かつ効果的に推進するため母子保健対策検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 母子保健対策の推進について
- (2) 母子保健事業の評価等について
- (3) その他必要な事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから健康増進課長が委嘱し又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他健康増進課長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長が、委員会を招集する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、職務を代行する。

(部会)

第5条 専門的検討が必要と認めるときは、委員会に部会を設置することができる。

(意見等の聴取)

第6条 委員会及び部会は、必要あるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康医療局保健医療部健康増進課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成9年10月1日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。